

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員の個々の持てる能力を仕事や育児、および地域への貢献に最大限生かせるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 期間計画

令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間中の男性職員の育児休暇の取得を促進する。

〈対策〉

令和8年4月～ 前年度、対象男性職員3名全員が育児休暇を取得した結果を全体へ伝え、引き続き男性が所得しやすいよう周知を図る。

目標2：次世代を担うことになる地域に暮らす子供たちが、健全に育ち、精神科医療にも正しい理解を深めてもらえるよう、参加型の催しを実施する。

〈対策〉

令和8年4月～ 地域の皆様に参加していただく夏祭りにて、医療体験コーナー等を設け、こどもの皆様にも障害のある方についての理解を深めてもらう、